

東二運高塩指導助役の人権侵害と 幹鉄事への虚偽の報告を許さない！！

ことの発端は、9月26日に『危険と判断して停止した』運転士が「再教育」を強いられ日勤の退出点呼を受けるべく乗務報告書の確認と印鑑をもらうべく指導科行ったところ高塩指導助役が対応しました。そして、次のようなやりとりがありました。

高塩助役「今日は何をしましたか」

運転士「シートと規程をやりました」

高塩助役「就業規則を読んだことありますか」

運転士「就業規則は持ってないし読んでません」

高塩助役「ノートを買って就業規則を書き写すようにした方がいい」

運転士「……………」

高塩助役「就業規則を貸してあげますが、これは私のものですから返すときは他の助役に渡さないように」（運転士本人に就業規則を渡しました）

このようなやりとりを受け就業規則を渡された運転士は、当然勤務時間のやりとりで業務命令として受け止め、明日からそういう指示が出るものと思い退出後、ノートを買ってそなえました。しかし、その後の業務指示はなく10月1日に高塩助役が「このあいだ貸したヤツ（私物の就業規則）を返して下さい」と言ってきたそうです。

新幹線地本は、9月28日高塩助役の人権侵害である就業規則の写経についての業務指示に対して、新幹線鉄道事業本部に抗議すると共に事実について調査するよう要請しました。そして10月5日、新幹線鉄道事業本部からの回答は「運転士本人が就業規則を勉強したいというので貸した」というもので現場が虚偽の報告をしている事実が発覚しました。ただちに「現場の報告は嘘である」と抗議したのはいうまでもありません。再調査を要請しましたが「調べた結果である」とのことです。

いうまでもなく、今回の高塩助役の業務命令である就業規則の書き写し（写経）は、あのJR西日本の福知山線脱線事故で問題になった「日勤教育」の過程でも行われ、大きく社会問題化となったのです。さらに、兵庫県人権擁護委員会でも「就業規則の筆記は、成人した社会人に対する肉体的・精神的苦痛を与えるもの」として人格権の侵害であると認定されています。

私たち新幹線地本は、東京第二運輸所分会と連携して要請できるあらゆる場に働きかけ高塩助役の人権侵害行為を絶対許さず闘います。